

# 徳島県環境審議会総会 平成15年度第2回会議 会議録

- 1 日 時  
平成15年12月19日(金) 午前10時30分から午前11時30分まで
- 2 場 所  
徳島県庁10階 大会議室
- 3 出席者  
< 委員 > 委員40名中24名出席  
(1号委員：学識経験者、50音順、敬称略)  
井口利枝子委員、池田早苗委員、奥村清委員、中央子委員、近藤光男委員、  
篠崎佐千代委員、瀬尾規子委員、曾良寛武委員、中村英雄委員、原谷明委員、  
藤岡幹恭委員(副会長)、藤村知己委員(副会長)、三好保委員(会長)、竹内久委員、  
本久ミドリ委員、森本初代委員、山内美登利委員、山城弘司委員、吉田フクエ委員  
(2号委員：市町村長)  
小池正勝委員  
(3号委員：関係行政機関の職員)  
宮北順一委員、市原信男委員、萩尾憲三委員、安富裕二委員  
(事務局)  
佐藤県民環境部長、中川県民環境部環境局長、一宮循環型社会推進課長 ほか

## (会議次第)

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題  
(1) 徳島県環境基本計画(仮称)のあり方について  
・環境政策部会からの報告について  
(2) その他
- 4 閉 会

配布資料 資料1 徳島県環境基本計画のあり方について(環境政策部会報告)  
資料2 県民意見の募集結果等について  
参 考 徳島県環境基本計画のあり方(全体構成)

## (議事概要)

- 1 開 会  
(事務局)  
定刻がまいりましたので、ただ今から徳島県環境審議会を開会いたします。  
・事務局から、本日の出席委員は24名で、当審議会員数40名の過半数を超えており、  
審議会運営規程第6条第2項の規定により、会議の成立を報告した。
- 2 あいさつ  
(佐藤県民環境部長)(省略)
- 3 議 題  
(以後は、会長が議事を進行)

( 1 ) 徳島県環境基本計画（仮称）のあり方について

・環境政策部会からの報告について

( 会長 )

「徳島県環境基本計画のあり方」については、本年8月27日開催の総会において、環境政策部会から報告のあった「計画のあり方に関する中間的な整理」と、これに対する県民意見の募集の実施について了承された。

その後、9月中旬から10月中旬にかけて実施したパブリックコメント等を踏まえ、環境政策部会では、県民等の意見の反映や、中間整理で検討課題として残されていた計画の進行管理の方法等について審議が行われ、計画のあり方に関する最終的な整理をおおむね終了したとのことなので、本日は、環境政策部会長からご報告をお願いし、各委員に審議をお願いしたい。

( 部会長 )

前回の総会で報告した中間的な整理から大きな変更、修正はない。

その後、パブリックコメント、市町村行政へのヒアリングを行い、追加、修正すべき意見について対応を検討した。パブリックコメント等の結果は資料2にまとめられているが、パブリックコメントは提出者43人、175の意見であった。

県民からの意見は、すでに中間整理の内容に趣旨等を盛り込んでいるものが多く、市町村行政からの意見も、計画の実施段階で検討すべき内容が多く、環境基本計画の考え方に大きな変更を求めるようなものはなかった。このため、環境政策部会としては、中間整理から大きな追加・修正の必要はないと判断したものの。

ただし、追加・修正した箇所として、資料1の2ページ(4)計画の期間の開始年度については、平成16年度と修正した。また、第3章の重点プログラムについて表現などを多少修正したものもあるが、内容自体に変更はない。さらに、第4章の計画の推進と点検評価を新たに追加している。

なお、計画の推進に関して、環境審議会としてを今後、県において十分な対応が望まれる事項をまとめ、計画への付帯意見として添付した。

( 事務局 ) ( 資料詳細説明：第4章及び付帯意見を中心に説明 )

( 部会長 )

事務局の説明に補足して、あらためて計画の特徴を説明しておきたい。

まず1点は、本県が目指すべき将来の環境像の望ましい姿を具体的に示したことで、もう1点はその実現に向けて取り組むべき施策として、徳島の特性を踏まえ、特に6つのテーマによる重点プログラムを設定したことである。

特に、重点プログラムについては、本県の誇るべき清らかで豊かな水を将来に引き継ぎたいとして最初のテーマに位置付けた。また、他の都道府県ではまだあまり見られないが、テーマ6として環境と農業を位置付けた。本県は全国、特に関西地域に農産物を供給する重要な役割を担い、本県産業の中でも農業の果たす役割は大きい一方で、環境負荷の少ない持続可能な農業に向けては課題も多く、行政の政策を含めて、県民全体でこれを支える必要があるという方向で整理した。さらに、テーマ5として地域づくり・人づくりを取り上げ、地域ぐるみ、住民全員で環境保全に取り組む仕組みづくりを提案している。その他のテーマ2～4は他県でも概ね取り上げられるもので、こうした重点プログラムの設定とテーマの取り上げ方が本計画の特徴といえる。

付帯意見については、計画が確実に実行されるとともに、その経過が県民に見えることが重要であるとして、環境問題について多くの利害関係者が共通の認識を持って議論できるよう、また環境行政が確実に進捗しているかを点検できるよう指標や目標の設定を審議会として提言しようとするものである。

ただし、指標等の仕組みを利用することは重要としながらも、今後もその妥当性や解釈など活用に当たっては十分に議論していく必要があると認識している。

( 会長 )

それでは、ただいまの報告内容について、ご意見、ご質問があればお願いします。

(委員)

計画の進行管理体制として「徳島県環境対策推進本部」があげられているが、簡単に説明してほしい。また、これまでの検討状況はどうか。

(事務局)

知事を本部長、副知事を副本部長、庁内の各部長を本部員として構成している。その下に課長級の幹事会を設けて、関係各部署が連携して環境行政に関する重要課題等について議論・調整を行っている。

例えば、環境基本計画の策定では、環境審議会への諮問や審議状況の状況を踏まえつつ、推進本部を適宜開催してきたところ。今後も計画の推進段階で、計画の点検結果を推進本部で検討し、環境審議会に報告することになると考えている。

(委員)

行政内部での評価の客観性には疑問もある。その結果は環境審議会に報告されるということなので疑問への対応になると思うが、やや不安な面はある。

(委員)

県の土木部署の方と話す、環境配慮は土木事業でも行うが、環境保全は環境部署の仕事だという話も聞く。土木行政と環境行政とは別という意識では計画もうまく進まない。推進本部など庁内で十分に意見交換をしながら進めてほしい。

(部会長)

環境審議会としては、そのような不安に対して、第4章において、計画推進の基本方針の中に「あらゆる施策・行動への環境配慮の織り込み」という文言を盛り込んでおり、十分に尊重してもらえると考えている。

(委員)

計画が確実に推進されるよう、上手に実行してほしい。

(委員)

各主体の役割では「望まれます」とやわらかい表現とされているが、それでいいのか。もっと、強い表現を用いるべきではないか。

(部会長)

審議会、あるいは県としては、各主体に対して命令することはできないので、協力を求めるような表現にならざるを得ない。このため、方向性を示して各主体に呼びかける表現として「望まれます」が適切と考えたもの。

(会長)

今はもう実行の段階。事業者や民間団体でも、すでに環境保全を取組を実行し、自己評価を行っている団体もあり、行政はその取組をどのように支援、促進するかが重要になると思う。

(委員)

政策部会委員として検討してきたが、意見も反映され、環境教育の関係も充実するなど、良い報告になったと考えている。今後は、知事への答申後、これをもとに県が計画にまとめ、議会に報告されると思うが、議会での審議内容で修正された場合には、再度この環境審議会でも検討することになるのか。

(佐藤県民環境部長)

環境基本計画は、今後、県計画をまとめ、議会へ報告し了解を得ることになるが、環境基本計画における環境保全の考え方については共通した認識であり、大

きな議論にはならないと考えている。ただし、変更があれば会長、部会長にご相談して対応させていただきたい。

(部会長)

審議会としては知事に答申を行い、知事が計画を作り、議会に報告し協議するという流れになる。個々の事業については、多少の意見の相違はあると思うが、環境基本計画全体については、基本的な考え方は共有されていると思う。

(委員)

環境基本計画で、徳島県の特徴である水環境や農業をアピールすること、計画推進に当たり環境審議会が今後とも関わっていくことを付帯意見に盛り込んだことは賛成である。

そこで、計画の進行状況を環境審議会が点検し意見するということが、現時点では県に意見を述べるのみである。今後、環境審議会から業界団体や県民にも意見することになるのか。

(部会長)

県の審議機関として、県の諮問等に応じて審議・答申等を行うという環境審議会の性格上、審議会が直接行うことは難しいので、県を通じて行うことになると思う。

(会長)

事業者や県民などに対し、県が具体的な指示や指導を行うための基準などを検討するのが環境審議会の主な役割であり、実際にこれを行うのは県になると思う。

(委員)

財政上の措置が明記されているのは良いことだが、具体的にはどのような内容を想定しているのか。

(部会長)

国の予算をみると環境を名目に掲げる予算は非常に多いが、実際にどこまで環境保全に関与するのかまでは明確ではない。行政の予算の仕組みに入り込んでしまうと技術的に難しい。

予算がなければ環境が保全できないというわけではなく、お金をかけない方が逆に環境保全になりうることもある。予算の多寡という一面的評価は適切ではないし、行政の予算は単年度制度で、長期的視野で予算を担保することも難しい。

このため、報告では、可能な限り環境保全に関する財政措置に配慮すべき、という精神、姿勢を記載している。

(委員)

しかし、実際に土木事業などで環境保全、代償措置を図る際には「予算がない」という話を聞く。無駄に予算を使うことなく、環境に配慮した事業が実施できるよう、予算を適切に配分してもらいたい。

(部会長)

今回の報告では、まず環境に配慮した計画を策定して、それに基づく取組を実行することを知事に求めている。計画で示した考え方に沿って事業が実施されれば、あらかじめ環境配慮が織り込まれたものになるはずである。予算が付くことはその結果でしかないのではないかと。

(会長)

他に意見がなければ、以上の審議を踏まえ必要な調整を行い、今回の環境政策部会からの報告を基本的に了承し、知事に答申することにしてよろしいでしょう

か。

(全委員)

意義なし。

( 徳島県環境基本計画のあり方についての環境政策部会報告が、知事への答申として了承された )

(会長)

ありがとうございます。

それでは、今後、答申文を作成の上、知事に対して答申することといたします。

なお、答申に当たっては、会長、部会長とで対応させていただきたいと考えておりますので、ご了承をお願いいたします。

(全委員)

意義なし。

(部会長)

ご審議ありがとうございました。環境政策部会の委員のみなさまには人一倍議論いただき、ここまでたどり着けたことを感謝いたします。

(会長)

それでは、本日の議事は以上です。

( 2 ) その他

(事務局)

答申については、会長、部会長とご相談の上、答申文など準備を進め、答申の日時が決まりましたらご連絡いたします。答申は年明けを予定しています。

(会長)

それでは、議事の進行を事務局にお返しいたします。本日は議事の進行にご協力いただきありがとうございました。

4 開 会

(佐藤県民環境部長)(あいさつ：省略)

(事務局)

以上をもちまして、徳島県環境審議会総会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。